

[illegible]

中東欧主要国の投資環境 第1回 ハンガリー

KPMG ハンガリー ブダペスト事務所
シニアマネジャー 古澤 達也

2013年6月にV4 諸国首脳会合が開催された際、安倍総理大臣は「V4 + 日本」10周年を記念して、当時の議長国ポーランドを訪問し、V4 + 日本首脳会合が開催されました。その機会に、2014年を「V4 + 日本」交流年とし、V4 諸国と日本の国民との間の交流促進を図っていくことが首脳間で合意されました。本稿ではV4の1つであるハンガリーに関し、既に拠点を所有されている企業および新たに進出を検討されている企業の皆様に有用な情報を提供することを目的として、ハンガリーの投資環境、会計および税務の主な特徴について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りいたします。

* Visegrad 4 (ヴィシェグラード4カ国) とは、1991年にハンガリー、ポーランド、旧チェコスロバキアが設立した地域協力の枠組みであり、ヴィシェグラードとは合意が交わされたハンガリーの地名です。なお、日本とV4との間では「V4 + 日本」として、観光や経済・投資促進、地域・国際情勢に関する対話・協力を推進しています。



ふるさわ たつや
古澤 達也
KPMG ハンガリー
ブダペスト事務所
シニアマネジャー

【ポイント】

- ハンガリーは欧州の中心に位置しており、発達した高速道路網や西欧と比べて低い労働コストを主な要因として、自動車関連、IT分野への外国投資が増加している。
- ハンガリー会計法上、機能通貨としてユーロまたは米ドルによる記帳・決算が容認されている。
- 法人所得税率は19%（課税所得5億フォリントまでは10%）であり、投資減税が受けられる場合、投資完了後10年間にわたって法人税額の80%の減免が可能である。
- 配当・利子・ロイヤルティに関する源泉税は国内法で廃止されている。
- OECD ガイドラインに基づく移転価格税制が導入されており、企業は関係会社間の移転価格の詳細を説明した文書の作成義務を負う。
- 2014年1月1日から、「日本・ハンガリー社会保障協定」が発効されている。



I ハンガリーの投資環境

1. ハンガリーの基本情報

ハンガリーは、欧州のほぼ中心に位置しており、オーストリアをはじめ7カ国と国境を接しています。人口は約990万人であり、中東欧諸国の中では中規模です（図表1参照）。

1990年以降の市場経済体制への転換後、外国資本の導入を積極的にすすめ、2004年のEU加盟後は、西欧との比較で相対的に優位な賃金水準を背景に、自動車や電機などの製造業の進出が加速し、経済的に大きく飛躍しました。

近年は、欧州金融危機の影響で製品輸出が伸び悩み低成長に沈んでいましたが、欧州市場の回復と共に企業投資が増加しており、2014年は2%超のGDP成長率を見込んでいます。

また、ハンガリーはEU基金を利用して積極的に輸送インフラの改善を行っており、他の中東欧諸国と比較しても発達した高速道路網・物流ネットワークを有していることが特徴です。

図表1 ハンガリーの基本情報

国名	ハンガリー
首都	ブダペスト
国土面積	9.3 万 m ² (日本の約 4 分の 1)
人口 (2013年末)	990 万人
名目GDP (2013年)	1,265 億米ドル
名目1人当たりGDP (2013年)	12,700 米ドル
実質GDP成長率 (2013年)	1.1%
消費者物価上昇率 (2013年)	1.7%
失業率 (2013年)	10.3%
通貨	フォリント (HUF)
対ユーロ為替相場 (2014年6月末現在)	1EUR=310.19HUF
対円為替相場 (2014年6月末現在)	100JPY=224.06HUF

出所：ハンガリー中央統計局、ハンガリー国立銀行

2. 外国企業の投資動向

失業率の低下を重要な政策目標に掲げている現在の政府は、新たな雇用を生む製造業やサービス業の外国からの投資誘致に積極的です。とりわけ、2011年以降ドイツ系自動車メーカーの進出、乗用車生産の拡大が続いたことから、関連する自動車分野での外国投資が増加しており、政府もインフラ整備を含めた支援を行っています。

また、複数カ国語を話す人材やITを専攻する学生も多いことから、欧米企業を中心に各国拠点のバックオフィス業務（請求支払管理、経理、給与計算、IT業務など）をブダペストに集約し、シェアードサービスセンターを設置するケースも増えています。

日系企業としては、2013年末現在で約150社が進出しており、そのうち46社は自動車関連企業を中心とした製造業となっています。近年では、欧州に顧客を持つ日系自動車部品メーカーの進出が増加しており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

3. 投資優遇制度

政府は、投資誘致のために助成金支給や法人税の減免などの投資優遇制度を設けています。投資地域ごとに援助割合が定められており、優先開発地域（ハンガリー南東部地域）では投資額の最大50%まで援助を受けることが可能です。

(1) 政府が個別に決定する補助金

100万ユーロ以上の投資に対して、政府が個別に補助金額を決定します。補助金の受領にあたっては雇用人数の維持などの条件があります。

(2) EU基金に基づく補助金

EUから割り当てられる予算に基づき、プログラムの申請要件を満たした場合に受領できる補助金制度です。

(3) 投資減税

新規雇用を生む投資に対して、投資完了後10年間にわたって法人所得税額の80%が減免される制度です。

そのほか、新規雇用者の社会保険負担の免除や教育訓練費用の補助などの優遇制度があります。

II 会計・税制上の主な特徴

1. 会計基準・機能通貨

ハンガリー会計法に基づく法定決算書を作成する必要があります。ハンガリー会計法は、概ね国際財務報告基準（IFRS）に類似していますが、ハンガリー会計法では適用されない基準（例：税効果会計）があるため、連結報告を行う際には留意する必要があります。

ハンガリーでの会計記帳は原則としてフォリント建で行う必要がありますが、機能通貨としてユーロ建または米ドル建による記帳および決算書作成が容認されています（採用に際しての

数値条件等はありません)。したがって、日系企業を含む多くの外国企業は、取引通貨として利用されているユーロ建による記帳・決算を行っています。

2. 法人所得税・個人所得税・付加価値税 (VAT)

ハンガリーの税率は、他の欧州諸国と同様、直接税率が低い一方、間接税率が高く設計されています。

法人所得税、個人所得税、付加価値税に関する基本的な内容は以下のとおりです。

- ・ 法人所得税率：19% (課税所得 5 億フォリントまでは 10%)
- ・ 欠損金の繰越：繰越期限なし、控除限度額は課税所得の 50%
- ・ ハンガリーにおける研究開発を奨励することを目的として、研究開発費の税額控除、適格知的財産権に基づくロイヤルティおよびキャピタルゲインへの課税免除等の税制優遇制度がある。
- ・ 個人所得税率：16% (所得にかかわらず一定)
- ・ 付加価値税率：27% (軽減税率あり)

3. 配当・利子・ロイヤルティーに係る源泉税

ハンガリーでは、法人税法において配当、利子およびロイヤルティーの源泉税が廃止されており、受益会社がEU域内企業であるか否かにかかわらず、これらの源泉税が課されることはありません。したがって、たとえば日本親会社がハンガリー子会社から配当金やロイヤルティーを受領する場合、租税条約の適用においても、これらの支払金額に対して源泉税が課されることはありません。

4. 移転価格税制

OECDガイドラインに基づく移転価格税制が導入されており、近年、税務調査等で指摘を受ける件数が増えてきています。ハンガリーに所在する企業は、関係会社間の移転価格の詳細を説明した文書を作成することが義務付けられており、この文書は法人所得税の確定申告書の提出期限までに作成する必要があります。なお、2007年からは事前確認制度 (APA) が設けられています。

5. 日本・ハンガリー社会保障協定

ハンガリー国内で勤務する者 (外国人含む) は、原則として、ハンガリーの社会保障制度に加入する義務があります。ハンガリーの社会保障制度に加入する場合、企業 (雇用主) および従業員は、給与総額に対してそれぞれ 27%、18.5% の社会保障料を支払う必要があります。

2014年1月1日から「社会保障に関する日本国とハンガリー

との間の協定」が発効されています。この協定の適用を受ける場合、ハンガリー現地法人に派遣される社員に対しては派遣期間中も日本の社会保障に継続して加入することにより、ハンガリーにおける社会保障制度への加入を免除され、「社会保障への二重加入」と「保険料の掛け捨て」の問題が解消されます。なお、加入免除が認められる期間は5年間 (途中で延長が認められた場合は最大6年間) とされています。

III おわりに

欧州の中心に位置するハンガリーは、高速道路を含むインフラ環境の改善とともに自動車・電機電子部品産業の生産拠点として発展してきました。現在においても、自動車産業を中心とした工場拡大や研究開発施設の設置が相次いでおり、海外展開を加速させている日本企業にとっても、欧州のメーカーや市場へのタイムリーな供給を可能とする製造拠点の候補地の一つになるものと考えます。

ハンガリー投資ガイド 2014 年 (日本語版) のご案内

ハンガリーへの進出を検討されている、あるいは事業展開されている企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。ご入用の場合は、あずさ監査法人 GJP 部 (03-3266-7543) または CountryDesk@jp.kpmg.com までご連絡ください。

英語版は、下記のページをご参照ください。
<http://www.kpmg.com/HU/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Pages/investment-in-hungary.aspx>

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ハンガリー
 ブダペスト事務所
 シニアマネジャー 古澤 達也
 TEL: +36-1-887-7100 (代表番号)
 tatsuya.furusawa@kpmg.hu

中東欧デスク
 有限責任 あずさ監査法人
 パートナー 小宮 祐二
 TEL: 03-3266-7543 (代表番号)
 yuji.komiya@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 高嶋 豊
 TEL: 03-3548-5805 (代表番号)
 yutaka.takashima@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 西垣内 琢也
 TEL: 06-7731-1000 (代表番号)
 takuya.nishigakiuchi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.